

計画作成年度	令和元年度
計画主体	海津市

## 海津市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 海津市産業経済部農林振興課  
所在地 岐阜県海津市海津町高須515番地  
電話番号 0584-53-1351  
FAX番号 0584-53-1569  
メールアドレス norinshinko@city.kaizu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト、カワウ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	海津市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹（みかん、柿等）	31a 1,184千円
	水稻	72a 842千円
	野菜	6a 148千円
ニホンジカ	果樹（みかん、柿等）	55a 2,267千円
	水稻	26a 299千円
ニホンザル	果樹（みかん、柿等）	74a 1,675千円
	野菜	8a 333千円
ヌートリア	水稻	143a 1,659千円
アライグマ	野菜	—a —千円
ハクビシン	果樹	1a 51千円
カラス	果樹（みかん、柿等）	28a 956千円
	麦類	323a 1,526千円
	野菜	6a 248千円
ドバト	果樹	—a —千円
カワウ	魚類	120t

(2) 被害の傾向

○イノシシによる被害は、中山間地域で特に深刻であり、8～10月の稲の踏み倒し（食害）、および野菜畑の食害、掘り起こし、踏み荒らし、10～12月の果樹（みかん・柿）の食害などが多発し、平成21年度には集落内における人身被害（死亡）も発生している。被害発生地域は海津市南濃町全域にわたる。

○ニホンジカによる被害は、年間を通して発生している。特徴的な被害として、果樹植栽（みかん等）の若齢木の枝葉の食害、山林内の植林地における剥皮や田畑の踏み荒らしなど、多岐にわたっている。被害発生地域は、南濃町全域にわたる他、近年は住宅密集地、揖斐川を越えた海津町内にも出没し、生活被害も問題になりつつある。猟友会員らによる遭遇情報、あるいは農家からの罠設置依頼等が増加していることから、生息数が増加していることが分かる。

○ニホンザルによる被害は、南濃地域全域にわたり、年間を通じて発生し

ており、中でも10～12月の収穫時期の果樹（みかん・柿）の被害が最も多く、30～50頭の群れが転々としながら被害を及ぼす傾向がある。近年は住宅密集地での目撃や家庭菜園への被害が急増し、屋根瓦を落とすなどの生活被害も発生しており、今後、民家への侵入等や人的被害も懸念される。

○ヌートリアによる被害は、海津市全域にわたり、年間を通じて発生しており、特に水稻や野菜の食害が多い。市内全域に排水路・水田・河川があり、これらを生息地としているため駆除が難しく生息数が増大していることから近年被害が増大している。

○アライグマについては、野菜の食害が報告されており、近年住宅地での目撃情報や家屋への侵入被害が報告されている。今後個体数の増加により畑や家庭菜園等の被害増加が予測される他、家屋への侵入事案による生活被害の増加も想定される。

○ハクビシンによる被害は、海津市全域にわたり、特に夏から秋にかけてぶどう、みかん等の果樹、収穫前の野菜の食害が多い。住宅地でも生息範囲が広がり、家庭菜園にも被害が発生する他、屋根裏等民家への侵入といった生活被害の報告が多く寄せられている。

○カラスによる被害は、海津市全域にわたり、特に夏から秋にかけて農作物被害が発生している。大豆播種時の農作物被害のみでなく、市内中心部の住宅密集地や家庭菜園にまで被害が発生しており、また糞尿、威嚇による生活被害も発生している。駆除が追いつかず生息数が増大している。

○ドバトについては、海津市全域で生息しており、住宅街での巣作り及び屋根裏への侵入、糞尿被害といった生活被害が問題となっている。

○カワウによる被害は、海津市内の河川地域全域に渡り、特に稚魚等の食害が多い。漁協や猟友会からの情報提供によると、現在市内全域に生息しており、住宅地での糞尿被害も問題となっている。また市外から海津市に飛来し個体数も増加傾向にあり、千本松原周辺でねぐらを作り糞尿による松枯れが問題になっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
イノシシ被害面積 被害額	109a 2,175千円	93a 1,849千円
ニホンジカ被害面積 被害額	81a 2,625千円	69a 2,231千円
ニホンザル被害面積 被害額	82a 2,008千円	70a 1,706千円
ヌートリア被害面積 被害額	143a 1,670千円	122a 1,420千円
アライグマ被害面積 被害額	－a －千円	0a 0千円
ハクビシン被害面積 被害額	1a 51千円	0.9a 43千円
カラス被害面積 被害額	358a 2,732千円	304a 2,322千円
ドバト被害面積 被害額	－a －千円	0a 0千円
カワウ被害量	120t	84t

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣の捕獲については、海津市猟友会に業務委託し、会員に従事者証を交付する形で実施しており、市職員で構成する実施隊でその活動を支援している。捕獲に関する取組としては、有害捕獲以外にも、国庫補助事業である緊急捕獲活動支援事業、県補助事業である野生生物保護管理事業、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、個体数削減を図っている。</p> <p>ヌートリア、アライグマについては、特定外来生物防除計画を策定し、住民からの要請に応じて箱わなを貸出して捕獲を行っている。</p>	<p>狩猟者の減少、高齢化により、将来的に捕獲活動に支障が出る恐れがあり、狩猟免許を持つ捕獲従事者の育成が急務である。</p> <p>有害鳥獣の捕獲頭数が増え、捕獲機材（箱罠・くくり罠等）の不足や老朽化も進んでおり、整備して体制を整えることが必要である。また、一度に複数の鳥獣が捕獲でき、効果に期待できる大型囲い罠の導入を進める。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>国庫補助事業（鳥獣被害防止総合支援事業）、市単独補助事業（有害獣防護施設設置事業補助金）、中山間地域直接支払交付金等を活用し、防護柵等の地域が主体となった整備を進めている。</p>	<p>防護柵の設置を進めているものの、最近住民の協力が得られない、維持管理が大変、設置費用が高い等の理由で、停滞している状況にある。再度地域に働きかけ、必要性を訴求して整備を進めていく必要がある。</p> <p>また、効果的に対策を推進するために、耕作放棄地及び放任果樹の削減、集落環境点検、被害状況調査等を働きかけることで、地域が主体となった対策推進のための意識の醸成を図っていく。</p>
----------------------	---	--

（5）今後の取組方針

<p>引き続き有害捕獲と被害防止対策の推進を両輪として、対策を強化していく。</p> <p>有害捕獲については、今後も猟友会及び地域と連携して下記のことを中心に継続実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海津市猟友会との円滑な関係の継続と連絡体制の構築による有害捕獲推進（有害捕獲業務委託の継続）</li> <li>・ 緊急捕獲活動支援事業、指定管理鳥獣捕獲等事業等の補助事業を活用した報償費の底上げによる有害捕獲のモチベーション維持及び向上</li> <li>・ 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用による大型捕獲機材の整備</li> <li>・ 各種補助金の活用、西濃農業共済組合事業応募による捕獲機材の整備</li> <li>・ 猟友会と地域の連携による捕獲機材の設置と見回りの実施の推進</li> <li>・ 西濃県事務所、海津市猟友会と連携した新規狩猟者の確保及び海津市猟友会への入会促進</li> <li>・ 特定外来生物防除計画に基づく住民主体の外来生物（ヌートリア・アライグマ）の防除推進</li> </ul> <p>被害防止対策の推進については、海津市有害鳥獣被害防止対策協議会の運営を通して地域の要望を吸い上げ、住民主体の事業推進を基本として下記のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要望に応じて防護柵整備に関する地域説明会、現地研修会を開催し、要望の洗い出し、抽出を図る</li> <li>・ 市、県、国庫補助を活用した地域主体の防護柵整備推進</li> <li>・ 集落環境点検の推進と周知啓発</li> </ul>
---

- ・防護柵設置後の各地域への維持管理フォロー及び必要に応じた防護柵の整備延長、機能向上の提案及び実施
- ・周辺自治体との情報共有、自治体境界における防護柵整備時の連携
- ・農作物被害状況調査の実施による被害状況把握と被害状況にあった対策の提案

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

海津市猟友会に有害鳥獣の捕獲業務を委託し、有害鳥獣捕獲許可従事者証を交付する。住民からの被害報告・捕獲要請を受けて海津市猟友会が対象鳥獣の対処捕獲を行う。海津市猟友会の捕獲活動を実施隊で支援する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～令和4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ヌートリア アライグマ ハクビシン	西濃農業共済組合が実施する事業として、箱罾の市町村への支給があるため、要望して有害鳥獣の捕獲に活用する。また国庫補助・県補助事業等を活用して捕獲機材を導入整備していく。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

##### ○捕獲実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
イノシシ	85頭	83頭	52頭
ニホンジカ	181頭	189頭	140頭
ニホンザル	76頭	114頭	81頭
ヌートリア	194頭	182頭	39頭
アライグマ	6頭	4頭	2頭
ハクビシン	18頭	23頭	11頭
カラス	87羽	43羽	20羽
ドバト	1羽	0羽	0羽
カワウ	1羽	1羽	0羽

イノシシについては、南濃町山間部に多数生息しているが、近年、若干捕獲数が低下している。しかし、目撃情報や果樹・野菜への食害、水田の踏み荒らしといった被害報告が非常に多く、また、豚コレラの拡散防止の観点からも引き続き捕獲圧を高め、個体数削減を図り捕獲計画数90頭の

達成を図る。

ニホンジカについては、南濃町山間部に多数生息しており、特に近年捕獲数が急増している。地元住民や猟友会からの、みかんや柿等の果樹及び植林が甚大な被害を受けているという報告を踏まえ、今後も意欲的に捕獲を進めていくため捕獲計画数を200頭とする。

ニホンザルについては、近年人馴れした個体が集落近辺に出没していることから特に生活被害、また従来からの果樹、野菜等の農作物被害についての相談が激増している。専用捕獲施設を導入するなどし、重点的に捕獲を行っているが、今後も対策を継続し、捕獲計画数100頭の達成を図る。

ヌートリアについては、近年排水路周辺の水田を中心に生息数が増加し、被害額も増加傾向にある。これに対応して捕獲を強化したため捕獲数が一時大幅増したが、近年は捕獲数が激減した。ただし被害報告は依然として多いため、捕獲計画数150頭の達成を図る。

アライグマについては、農業被害よりも住宅への侵入などの生活被害に対処するための捕獲が中心となっているが、特定外来生物防除計画に基づく住民主体の外来生物（ヌートリア・アライグマ）での捕獲を合わせると近年捕獲数が伸びてきている。また、住宅地を中心に目撃情報が増えており、今後家庭菜園等の農作物被害及び生活被害がさらに増加することが想定される。住民からの要請による対処捕獲を重点に実施し、捕獲計画数100頭の達成を図る。

ハクビシンについては、毎年10頭以上は安定して捕獲されており、生息数についても海津市全域で増加傾向にある。生息数の増加に伴い、住民からの被害報告も増加している。アライグマと同様、住民からの要請による対処捕獲を重点に捕獲を強化し、捕獲計画数20頭の達成を図る。

カラスについては、近年生息数が激増している反面、場所によっては銃による駆除が難しいため、捕獲数が伸び悩んでいる。農作物被害の他、鉄塔への営巣、住民への威嚇、民家への糞尿等の生活被害に対応するため、猟友会による対処捕獲、電力会社等の個人捕獲の円滑な実施を継続し、捕獲計画数50羽の達成を図る。

ドバトについては、住宅地に生息していることもあり、積極的な捕獲が困難であるため、捕獲実績が年々減少しているものの、依然として海津市全域に生息が確認されている。特に近年では糞尿被害等の生活被害が問題となっており、これに対応して対処捕獲を行い、捕獲計画数20羽の達成を図る。

カワウについては、近年生息数が増大し、水産資源に多大な被害をもたらしている。カワウが日中に滞在している河川自体が、漁業関係者、市外からの釣り人、地域住民の往来が多く、銃猟禁止区域に指定されている箇所もあり、被害に反して捕獲が思うように進んでいない。捕獲計画数10羽の達成と並行して、海津市漁業協同組合に補助金を交付することで追払い、巣の撤去等の活動を強化し、カワウ対策の総合的な推進を図る。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	90頭	90頭	90頭
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
ヌートリア	150頭	150頭	150頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
カラス	50羽	50羽	50羽
ドバト	20羽	20羽	20羽
カワウ	10羽	10羽	10羽

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣について、銃器・罠を使用して狩猟期間を除く期間において、被害発生時に対処捕獲を行う。</p> <p>対象区域は海津市全域とする。</p> <p>捕獲方法は、イノシシ・ニホンジカについては銃器・箱罠・くくり罠を使用する。ニホンザルは上記に加え囲い罠を使用する。ヌートリア・アライグマ・ハクビシンについては銃器・箱罠を使用する。ドバト・カワウについては銃器を使用する。カラスについては上記に加え、囲い罠・箱罠を使用する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし



4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	○国補助事業（鳥獣被害防止総合支援事業）を活用した電気柵・ネット柵・ワイヤーメッシュ柵の整備 （H=2.3m、L=1,000m） ○個人及び団体申請による電気柵・ネット柵・ワイヤーメッシュ柵の設置 （市補助金、中山間地域直接支払交付金等）	○国補助事業（鳥獣被害防止総合支援事業）を活用した電気柵・ネット柵・ワイヤーメッシュ柵の整備 （H=2.3m、L=1,000m） ○個人及び団体申請による電気柵・ネット柵・ワイヤーメッシュ柵の設置 （市補助金、中山間地域直接支払交付金等）	○国補助事業（鳥獣被害防止総合支援事業）を活用した電気柵・ネット柵・ワイヤーメッシュ柵の整備 （H=2.3m、L=1,000m） ○個人及び団体申請による電気柵・ネット柵・ワイヤーメッシュ柵の設置 （市補助金、中山間地域直接支払交付金等）

(2) その他被害防止に関する取組

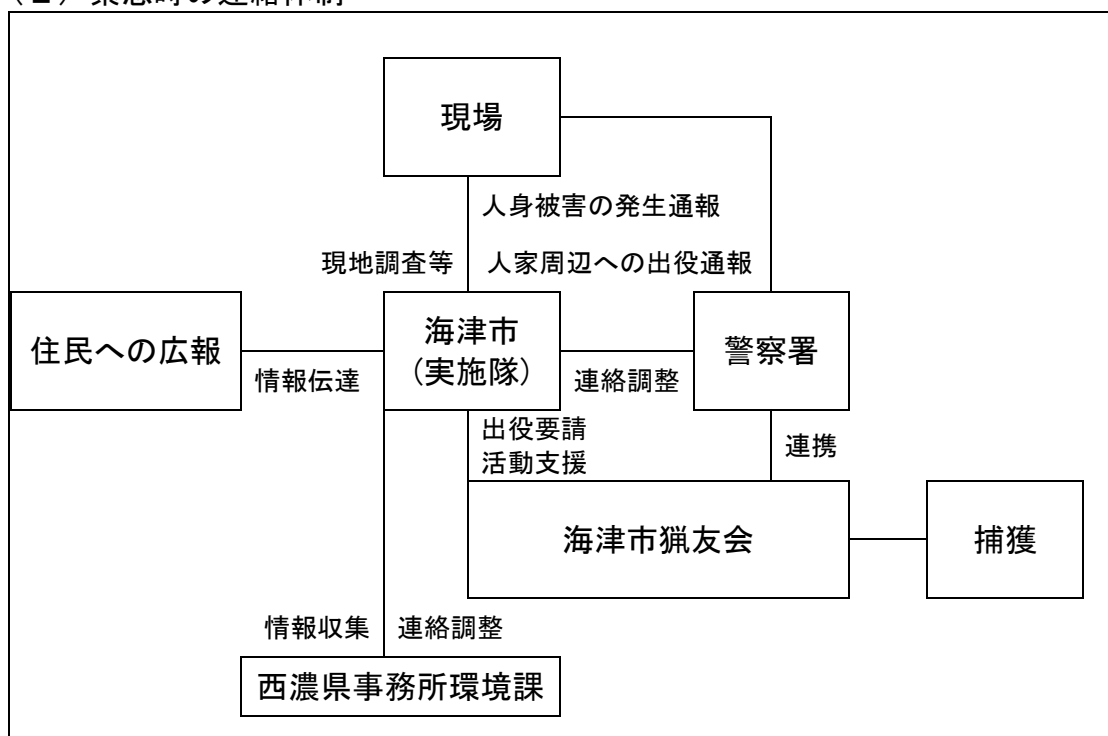
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～令和4年度	ニホンザル	○放置果樹やくず果樹の適正処分を促し、サル専用捕獲檻へ誘因餌としての搬入を促す。
令和2年度 ～令和4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ヌートリア アライグマ ハクビシン カラス ドバト	○農事改良組合長を通じて農業の担い手にアンケートを行い、被害状況及び生息状況の実態把握に努める。 ○農業者及び地域住民を対象とした研修会を開催し、適正な防護柵の設置及び維持管理の啓発、有害鳥獣が寄り付かない環境作りとして耕作放棄地の草刈りや放任果樹の除去、野菜くず・生ごみを放置しない等の意識向上を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西濃県事務所環境課	捕獲方法の協議検討、連絡調整
海津警察署	周辺住民の安全確保、捕獲支援
海津市猟友会	捕獲体制の確保、捕獲の実施
海津市農林振興課 (海津市鳥獣被害対策実施隊)	情報伝達及び連絡調整、捕獲支援

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後猟友会によって解体・梱包の上、焼却施設に持ち込み処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉利用は食品衛生法、ぎふジビエ衛生ガイドラインの方針に準じて施設整備を行い、従事者も衛生面に十分配慮した上で行うものとする。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	海津市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
海津市農林振興課	協議会事務運営(事務局)、関係機関との連絡調整
海津市猟友会	有害鳥獣に関する情報の提供、捕獲の実施、捕獲体制に関する助言
海津市自治連合会	有害鳥獣に関する情報の提供、被害の把握及び防止対策の実施
海津市農事改良組合連合会	農産物被害状況の把握及び被害情報等の提供
海津市農業委員会	農産物被害状況の把握及び農業者の意見の集約
西美濃農業協同組合	有害鳥獣に関する情報の提供、農産物被害状況の把握及び農業者の意見の集約
海津市森林づくり委員会	森林被害状況の把握及び森林所有者等の意見の集約
その他規約に定める団体	規約に定める事業の推進

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西濃農業共済組合	農産物被害状況の把握と情報提供
西南濃森林組合	森林被害に関する情報提供、被害防止技術の助言
海津市PTA連合会	小・中学生への登下校時の安全対策
海津警察署	有害鳥獣の捕獲における安全面からの助言
西濃農林事務所農業振興課	有害鳥獣に関する情報の提供、防除体制の構築及び対策支援
西濃農林事務所農業普及課	農作物被害対策に関する技術情報等の提供、助言
西濃県事務所環境課	有害鳥獣捕獲に関する指導、助言
海津市漁業協同組合	有害鳥獣に関する情報の提供、捕獲活動の支援

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員（農林振興課）によって構成され、猟友会による捕獲活動の支援の他、被害情報の収集、対策の住民への周知、被害防止対策の推進について活動している。今後、必要に応じて活動内容、実施隊構成員の見直しを行う。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

施策推進、被害対策を行うとともに、地域住民の積極的な対策への参加を促し、協定団体と連携し地域ぐるみでの取組を推進していく。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし。